

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年四月二十四日
外 木 曜 日
号

目次
◇規則 鳥取県建築基準法施行細則の一部改正

規 則

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年四月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第二十六号

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六條 第一項第二号中「罹災後三月以内」を「罹災後六月以内」に、「額の二分の一」を「額の二十分の一」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月十八日から適用する。